

京都市交通局管理規程 2 - 2 (京都市乗合自動車運行管理規程) の一部を
次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第 2 条第 2 項中「運輸規則第 47 条の 2」を「運輸規則第 47 条の 3」に
改める。

附 則

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)